

審査申立書

2018年6月5日

大阪検察審査会 御中

審査申立人 上脇 博之

代理人弁護士 阪 口 徳 雄

(別紙代理人目録記載の弁護士8名代表)

有印公文書変造・同行使、公用文書毀棄罪告発事件

申立の趣旨

被疑者佐川宣壽ほか4名の下記被疑事実の要旨記載の各行為についての有印公文書変造・同行使、公用文書毀棄罪告発事件に関する告発事件について、「起訴相当」の議決を求める。(嫌疑なしと処分された者は申立しない)

申立の理由

第1 審査申立人及び申立代理人

審査申立人：上脇博之

申立代理人：別紙記載のとおり

第2 罪名

有印公文書変造・同行使、公用文書毀棄罪

第3 被疑者

佐川宣壽、中村稔、田村嘉啓、松本裕司及び三好泰介

第4 処分年月日

2018(平成30)5月31日(平成30年検第8508~8517号)

第5 不起訴処分をした検察官

大阪地方検察庁 検事 伊吹 栄治

第6 被疑事実の要旨

別紙告発状記載の通り

第7 檢察官の処分

不起訴処分。理由は嫌疑不十分。

有印公文書変造・同行使罪については、新たな証明力を作出した認めることは困難で、変造を認めることが困難であったことが理由のようです。

公用文書毀棄罪については、決裁文書の性質が当該決済文書の内容についての意思決定に関する事であり、そのことからすれば当該決済文書の効用を喪失させたと認定することが困難であることが理由のようです。

第8 不起訴処分の不当性

1 檢察審査員の皆さんの常識で判断でき、又すべきです。それが検察審査会法の改正の理由です。

森友問題のスタートは安倍晋三小学校、安倍昭恵名誉校長問題でした。この為に国有地を特例的に安い賃料で賃貸し、ゴミが19,520トンも存在しないのにその撤去費用を引いて著しく低い金額で売買した疑いのある事件です。

このために、財務省幹部職員は国会で虚偽答弁を繰りかえし、更に民主主義社会において踏み越えてはならない公文書まで廃棄、改竄しました。彼らは廃棄、改竄しなくとも、マスキングして公開すれば足りるのを、それをしないであえて、廃棄、改竄したのは、廃棄、改竄した文書の内容こそ、本当に財務省が隠したかった内容が記載されとこと即ち、森友学園を優遇した理由が記載されていたからです。このような前代未聞の違法、不当行為は戦後最大の高級官僚達の組織的犯罪であると言えます。今回、検察までも官邸の持つ人事権に怯えたのか、官邸に迎合し、忖度したのか、罪に問える十分な証拠があるのに、あれこれの理屈で関係者を不起訴にしました。安倍政権に人事権を握られた財務省の役人だけでなく、検察の上層部まで本件事案をうやむやにしようとする行為は国民が期待する検察像に著しく乖離します。巨大な権力を持つ者に検察が忖度した不起訴処分をしたときにこそ、検察審査会の皆さんの中の市民感覚、常識で「公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図る」（検察審査会法第1条）ことが法の趣旨であります。難しい法律論ではなく、市民の常識が反映することが必要とされているのです。

このように国有地を安く賃貸し、本来改ざん、廃棄してはいけない公文書を改ざん、廃棄しても何も罪に問われないので政権忖度事案は、全て「無罪放免」では日本の健全な法秩序は崩壊します。都合の悪い公文書を廃棄、改竄ができる風土を助長します。

政権に忖度する必要性のない、市民感覚で構成される検察審査会において、ぜひ起訴議決をしていただき、高級官僚たちが、うやむやにしてしまった本件事件を公開の法廷で、国民の前に真相が明らかになるよう起訴議決をして頂くことが検察審査会の皆さんのが役割であり責任であります。それは市民の常識で裏付けられた皆さんのが判断できるのです。

2 公文書変造罪（刑法155条2項）の不起訴処分の不当性

（1）公文書変造罪（刑法155条2項）の条文です。

1 第155条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

（2）この罪は公文書の作成権限がない者が勝手に公文書を偽造（1項）又は変造（2項）した場合に罪になるという法律です。2項の変造罪は一旦文書作成権限ある者が作成し確定した公文書を誰かが勝手に書き換えはしてはならない法律です。改竄された決裁文書には当時に何故森友学園に「特例的に優遇」したか即ち総理大臣夫人の安倍昭恵氏が関与し、国會議員の口利きがあったので土地を賃貸した理由を書いた公文書でした。当時作成した者の意向、本音を書いた文書です。それが後日、政権に都合が悪いという理由で書き加えできれば、何が真実であるのかの検証ができません。

（3）検察官は本件告発事実についての構成要件の「変造」に該当しないと判断しています。検察官は、変造とは「文書の非本質的部分に変更を加え、あらたな証明力を作出すること」と説明し、本件決裁文書について新たな証明力を作出したと認めるることは困難であるとしています。こっそり時の政権に都合の悪い内容を差し替える行為があっても「変造」罪は成立しないと説明をしています。

しかしこの検察官の見解は間違えています

本件で問題となっている「決裁文書」は特例承認の決裁文書です。その文書の内容・性質は、特例自身の内容、売買代金額等の証明のためのみの文書ではなく、特例の承認を正当化するプロセス、経過を証明する目的の文書、つまりなぜ本件において特例の承認が行われたのかを証明するための文書です。したがって、特例の承認のプロセス・経過が記載された部分についての変更は、「新たな証明力」を作出するもの、つまり特例承認において安倍昭恵の関与があったにも関わらずなかったかのような「新たな証明力」を作出するものとなります。変更した者たちも、そのような「新たな証明力」を付与する目的で決裁文書に変更を加えたのです。

さらに、2017（平成29）年2月17日、安倍首相は、衆議院予算委員会において、本件土地の大幅値引処分について、安倍総理のみならず、その妻である昭恵氏が関与していたとなれば、内閣総理大臣も国会議員も辞める、と断言しました。

そして、これを受けて、宮本岳志国会議員は、同年2月24日、同委員会において、被告発人である佐川理財局長に対し、財務局と森友学園側の交渉記録、面会記録の有無について残っているか確認したうえで、交渉記録を提出してほしい、と要請しました。

従って、遅くともこの時点で、当該文書を含む「本件土地の売買について財務局と森友学園の交渉、面会の有無・内容・経緯等について記載された文書」は、国会という国権の最高機関において検証されるべき文書として使用すべきことが明らかとなりました。国会で検証される内容は、「本件土地の売買について財務局と森友学園の交渉、面会の有無・内容経緯等について」なのですから、この点に変更を加えることは「新たな証明力を作出」したことになることは明らかです。

従って、遅くともこの時点以降、当該文書の「本件土地の売買について財務局と森友学園の交渉、面会の有無・内容経緯等について」記載されている部分に変更を加えることは、「変造」となることは明らかです。また、予算委員会という公の場でその要請がなされた以上、被告発人らもこのことを明確に認識していたのです。というよりも、「新たな証明力を作出」するために文書に変更を加えた、というほうが正しいでしょう。

このように、一度作成された文書の内容を後になって変更することがなぜ公文書変造罪に該当しないのでしょうか。単なる誤記を直したというレベルではなく、その内容を変更しているにも関わらずです

国会という民主主義社会の中心となる機関が、当該文書の提出を要請しているにもかかわらず、これを隠したうえ変更してしまう行為が何ら罪に問わないであれば、今後も文書の改ざん行為が続くと容易に想像できます。

皆さんはそのようなことを許してよいと思いませんか。

本件の文書は、具体的には次のとおりです。

平成27年2月4日付「普通財産の貸付けに係る承認申請について」と題する特例承認の決裁文書について（近畿財務局の文書）については、上記の貸付契約契約を成立させるため、近畿財務局においては、平成27年2月4日付「普通財産の貸付けに係る承認申請について」と題する特例承認の決裁文書（第2 告発の事実3に対応する改ざん前の文書）が作成されました。上記文書には、上記文書は、購入を前提として8年間貸付を受けたいという学園側の要望に応えるためには、通達により理財局長の承認が必要であり、その場合の必要な手続きを約4頁にわたって記載した後、「これまでの経緯」として3頁にわたる記載があります。

その具体的な中身をあげると

「なお、打ち合せの際、本年4月25日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からはいい土地ですから、前に進めてくださいとのお言葉を頂いたとの発言有り（森友学園籠池理事長と夫人が現地の前で並んで写っている写真を提示）」（同6頁）と記載されています。また、平成27年1月8日産経新聞社のインターネット記事に関連して「記事の中で、安倍首相夫人が森友学園に訪問した際に、学園の教育方針に感涙した旨記載される」（同7頁）と記載されています。このように、安倍昭恵夫人が、学園の教育方針に共鳴し小学校の設立に関与していることをうかがわせる事実やその他有力な政治家の働きかけがあることが詳細に記載されています。

その昭恵夫人が関与した事実や有力議員の口利きがあったことが改竄後の文書には一切記載されていません。これは当初の公文書では昭恵夫人の関与という事実の記載が改竄された文書ではその本音が全て削除されているのです

例えば銀行がある人に安い利息で金を貸した時の内部の稟議書に「銀行の頭取の奥さんの口利きがあったので安く貸した」と元の文書に記載があるときに、あの銀行員が頭取に迷惑をかけては不味いとして、頭取の奥さんの口利き部分が全て削除されて、普通に貸したことだけに改竄されてしまえば、明らかに別の文書が作成させていることになります。これは当初の文書と違います。変造したことになります。

言わば世間の常識であることが、検察官は「金を低い利息で貸したこと」が記載されているので新たな「証明力」の文書は作成されていないので刑法の「変造」には該当しないと言っているのです。市民の健全な常識では本音が書いてある文書と消えてしまった文書とが同じという人は殆どいないとおもいます。検察官の「変造」行為がないという独特的の見解は市民の常識とあきらかに違います。

3 公用文書毀棄罪（刑法258条）の不起訴処分の不当性

（1）公用文書毀棄罪（刑法258条）の条文です。

第258条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

（2）この罪は、「公務所の用に供する文書」すなわち、「その作成者、作成の目的等にかかわりなく、公務所において現に使用し、又は使用に供する目的で保管している文書」を、廃棄したり、隠匿する行為が、罪になるという法律です。この公用文書毀棄罪は、刑法第二編第四十章「毀棄及び隠匿の罪」の章にあり、毀棄罪といって、物を壊したりしたときに罰せられる罪と同種類に分類されています。

対象となる公用文書は、偽造文書、未完成文書でもよく、私文書、公文書を問わず、又私人の所有に属する文書でもかまわないとされています。

毀棄とは文書本来の効用を毀損する一切の行為をいい、文書を物質的に滅失・毀損することはもちろん、文書の内容の一部を抹消することや文書を隠してその使用を妨げることも「毀棄」にあたります。

（3）検察官は本件告発事実について、当該文書についての抹消や変更が文書の効用を害すると認定することは困難であるとしています。

（4）しかしこの検察官の見解は間違っています。

その理由は、上述の公文書変造罪における「文書の証明力」について記載したことと同様です。

すなわち、本件における当該文書の「効用」は、「本件土地の売買について財務局と森友学園の交渉、面会の有無・内容経緯等について」文書を読む者が認識できるという点にあります。したがって、この点の記載を削除・変更することは当該文書の効用を害するすなわち「毀棄」にあたります。

2017（平成29）年2月17日の安倍首相の衆議院予算委員会における答弁以降は、当該文書が上記「効用」を有していることはより明白です。

そして被疑者らは、当該文書にそのような「効用」があるからこそ、安倍昭恵が関与したことを示す記載を削除・変更したのです。

(5) このような重大な文書の毀棄が何ら罪に問わないのであれば民主主義社会は根幹から揺らぐものと言わざるを得ません。

民主主義社会に根ざした、皆さんの健全な市民感覚が今問われています。

添付書類

| | |
|---------|----|
| 1 委任状 | 1通 |
| 2 処分通知書 | 1通 |